

平成 21 年度活動計画『自然資源に関する地域での意識調査』について

自然資源の保全と利用の将来像に関する住民ヒアリング調査概要

調査目的

島の自然資源を持続的に活用した地域づくりとその発展についての島民の意識と考えを聞き取る。その聞き取り結果を元に、自然豊かな地域を将来にわたって誰が、どのように保全し、利用していくのが好ましいのか、保全利用のビジョン(将来像)とビジョンを達成するための行動計画を提案することが、本調査の目的である。調査データや報告書は、自然環境の保全や利用計画の一助として活用できるよう、関連機関(本調査協力市町村自治体、環境省、林野庁、沖縄県、鹿児島県など)にも速やかに提供する。

調査背景

WWF ジャパンでは、2006 年より南西諸島の生物多様性評価プロジェクトを実施している。プロジェクトでは、生物多様性の観点から優先的に保全すべき地域の地図を、多くの研究者・地域の有識者から得た情報とGIS(地理情報システム)の活用により、作成している。優先保全地域地図は生物多様性条約締約国会議が名古屋で開催される2010年に公表する。地図の公表に併せて、優先保全地域に関わる保全と利用ビジョンと、ビジョン達成に向けた行動計画を発表する。

調査の内容と方法

回答者の職業、性別、出身地、地域の居住年数などの属性(無記名式)

回答者の自然資源に関する認知度(固有種、絶滅危惧種、外来種など)

回答者の自然資源の利用に関する考え(現状や将来予測、ステークホルダーなど)

回答者の自然資源の保全に関する考え(現状や将来予測、ステークホルダーなど)

配布は一島で500 - 1000 件。基本的に選択式の設問とし、自由記入回答は極力少なくする(回答時間短縮と回答結果分類の効率化)。多くの職種から出来る限り均等に回答を得られるようにしたい。回答者の属性別(上記の情報)に、からの結果を整理する。

調査の範囲

奄美大島・石垣島・沖縄本島

調査企画者

財団法人世界自然保護基金ジャパン(WWFジャパン)

担当: 自然保護室主任 安村茂樹

住所: 〒105-0014 東京都港区芝3-1-14 日本生命赤羽橋ビル6F

TEL: 03-3769-1713 Fax: 03-3769-1717 E-mail: yasumura@wwf.or.jp

協働調査者

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会・石垣市(調整中)

アンケート事務局

(有)ちむちゅらさ 担当: 平井和也

住所: 〒904-0325 沖縄県中頭郡読谷村瀬名波640-1

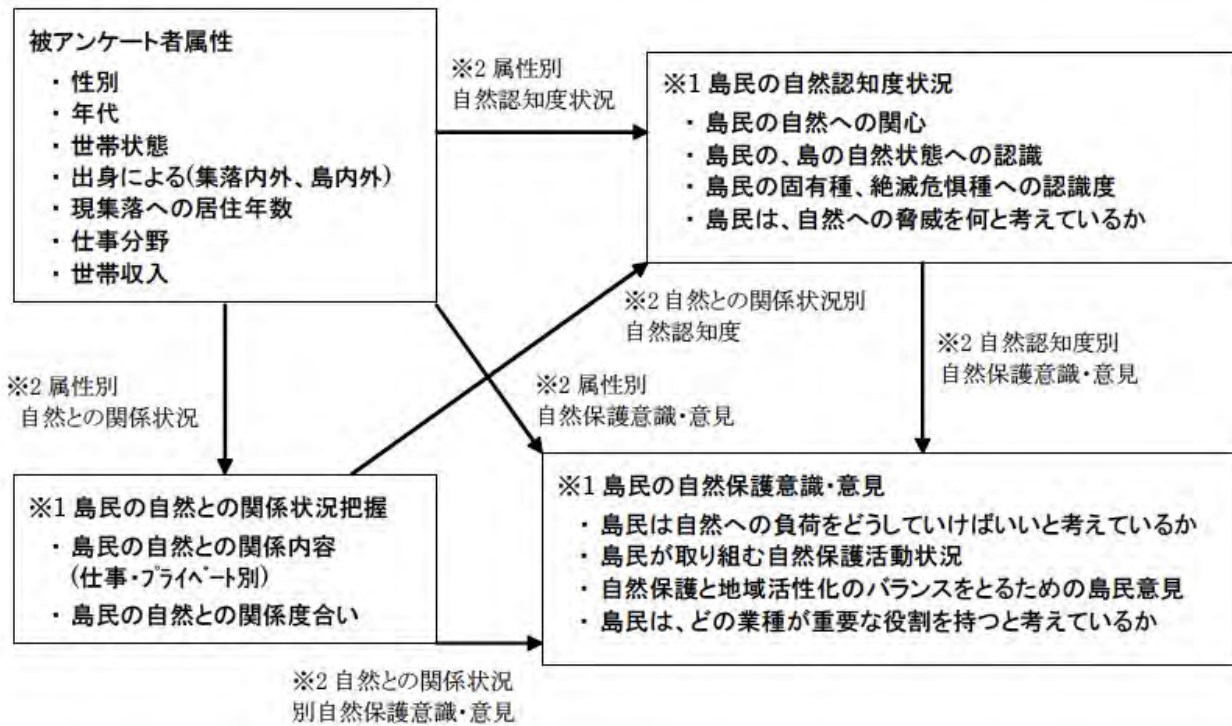
TEL: 098-958-5591 E-mail: jo-netsu@timtuelassa.com

アンケート協力者(調整中)

八重山環境ネットワーク・奄美群島広域事務組合(調整中)

#このアンケートは集計されて、以下のような解析につながります。

- 1...1 次解析
- 2...2 次解析(クロス集計)



1 次解析では、例えば以下のようなことがとら得られます。

- ・ 被アンケート者がどんな人たちだったか
- ・ 島民の、自然に対しての認知・関心はおおよそどの程度か
- ・ どのようなことを自然への脅威と考えているか
- ・ 島民は、どれぐらい自然との接点があるか
- ・ 島民の、自然保護に対する活動状況や、今後の保護に対する意見

#クロス集計では、例えば以下のような解析がされます(あくまでも仮説です)。

- ・ 世帯収入が多いと、自然との関係が薄い
- ・ 業種ごとの自然保護に対する意識、意見
- ・ 自然との関係度が大きいと、自然認知度が高まる
- ・ 自然との関係度が大きいと、自然保護意識が強い
- ・ 自然認知度が高いと(固有種・絶滅危惧種を知っていると)、自然保護活動が活発 など

あなたの暮らしと島の自然とのつながりを考えるためのアンケート

このアンケートは、みなさんが暮らす島の自然とみなさんの生活とのつながりを知り、そのつながりがより豊かに、また長く続いていくためにはどうしていけばよいかを考えるためにおこなうものです。

アンケートの結果は、多様な生き物の分布情報と照らし合わせ、地域で「人と自然の豊かなつながりを保つためにはどうしていけばよいのか」を提案する形で広報させていただく予定です。

アンケート事務局： (有)ちむちゅらさ 担当:平井和也 〒904-0325 沖縄県中頭郡読谷村瀬名波 640-1
TEL:098-958-5591 Mail:jo-netsu@timtuelassa.com

アンケート実施者： 財団法人世界自然保護基金ジャパン(WWF ジャパン)
沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

アンケートの内容 (回答に要する時間は 10 分程度です)

- . あなた自身についてお尋ねします (質問数 8 問)
- . 島の自然への関心についてお伺いします。(質問数 9 問)
- . あなたの島の自然との関係をお聞かせください。(質問数 2 問)
- . あなたの、島の自然保護に対する意見をお聞かせください。(質問数 6 問)

あなた自身についてお尋ねします

Q1.あなたの性別をお聞かせください

男 女

Q2.あなたの年齢をお聞かせください

10 歳代 20 歳代 30 歳代 40 歳代 50 歳代 60 歳代 70 歳以上

Q3.あなたの家族構成についてお聞かせください

未成年の子・孫がいる 未成年の子・孫がいない

Q4.あなたの出身地をお聞かせください

奄美/沖縄 北海道/東北/北陸 関東
東海/近畿 中国/四国/九州(奄美/沖縄以外) 国外

Q5.あなたが今の場所(市町村)に住まわれて何年になりますか?

1 年未満 ~ 5 年 5 ~ 20 年 20 年以上

Q6.あなたは、県外で暮された経験がありますか?

経験がない 都市部での居住経験がある 地方での居住経験がある

Q7.あなたの主なお仕事に関係の深い業種をお聞かせください

(公務員の方も担当する部局に関連の深い分類をお選びください)。

農業・林業(加工含む) 漁業(水産加工含む) 鉱業(採石業含む)
土木・建築業 運輸業 不動産業 卸売・小売業
宿泊業・飲食業・旅行業 学術研究・教育・学習支援業
医療・福祉 主婦・主夫 学生 その他

Q8.あなたは、ご自分(共働きの場合は世帯)の収入に満足されていますか?

満足 まあ満足 やや不満 不満 どちらともいえない

島の自然への関心についてお伺いします

Q9.あなたは島の自然についてどの程度関心がありますか？

とても関心がある 関心がある あまり関心がない まったく関心がない

Q10.この島の自然は、現在どのような状態にあると思いますか？

非常に豊かで良い自然があると思う まずまず良い自然があると思う
どこにでもある普通の自然だと思う あまり良い状態だとは思わない
非常に自然が乏しいと思う わからない

Q11.あなたの住んでいる島にいる固有種をご存知ですか？

固有種の名前も分かる(最低1種) 聞いたことがある 知らない

Q12. あなたの住んでいる島にいる絶滅危惧種ぜつめつきくしゅをご存知ですか？

絶滅危惧種の名前も分かる(最低1種) 聞いたことがある 知らない

Q13.あなたの住んでいる島にいる外来種をご存知ですか？

外来種の名前も分かる(最低1種) 聞いたことがある 知らない

Q14.この島の自然の中には、固有種と呼ばれる生物がいます。

固有種とは、その地域にしか住んでいない生物種のことで、大陸などから離れている島によくみられ、その地域での絶滅が、即、種の絶滅につながるものとなり保護対象として重要なものだといわれています。

お住まいの地域の固有種の保護についてどう考えられますか？

是非とも保護が必要だ 出来る範囲で保護すればよい 保護の必要は無い
わからない 興味がない

Q15.この島の自然の中には、絶滅危惧種と呼ばれる生物がいます。

絶滅危惧種とは、地球上からの絶滅の危機にある生物種のことで、

お住まいの地域の絶滅危惧種の保護についてどう考えられますか？

是非とも保護が必要だ 出来る範囲で保護すればよい 保護の必要は無い
わからない 興味がない

Q16.この島の特徴的な自然に対して最も脅威と考えられるもの3つを選択してください。

オニヒトデ発生 生活排水 ゴミ 赤土流出 農薬散布 埋め立て
住宅・ビル建設 道路工事(林道開発含む) 大規模開発 住民人口増加
気温/水温上昇 観光客増加 密漁・密猟・乱獲 森林伐採 河川工事
牧畜の不適切な管理(排せ処理) 外来生物の増加 ペットの放置、野生化
その他()

Q17.この島の自然が、全般的に近年どう変わっていると感じているかをお教えてください

たいへん良くなっている まずまず良くなっている あまりかわらない
少し悪くなっている とても悪くなっている 興味がない

.あなたの島の自然との関係をお聞かせください

Q18.あなたは、どういう機会に自然と接して(自然を扱う・使うなどの意味)いますか?
(複数選択可)

プライベートで

山菜採りや海藻・タコ捕りなどおかずとりとして

浜下りやハーリーなど伝統行事として

海浜清掃や植樹などのボランティアとして

自然観察会などに参加して

レジャーとして(散策・シュノーケリング・ダイビング・キャンプ、釣りなど)

散歩など日常の気分転換として

子どもと遊ぶときに、公園や海岸などで

その他()

仕事で

農業や漁業などの仕事として

土木建築関係の仕事として

自然ガイドなどの仕事として

環境教育活動の中で

その他()

機会・興味がなく、ふれることがない

Q19.あなたがプライベートと仕事あわせて、自然と接している(自然を扱う・使うなどの意味)時間はどれくらいでしょうか?

かなり接している(1週間あたり30時間以上)

わりと接している(1週間あたり5~30時間以上)

あまり接してしない(1週間あたり1~5時間未満)

ぜんぜん接していない(1週間ではほとんど0時間)

その他()

.あなたの、島の自然保護に対する意見をお聞かせください

Q20.自分が仕事の中で自然と接する際に、自然へのダメージをどれくらいにするべきと考えているかお聞きします。

自然に影響あっても、どんどん仕事をすすめるべき

仕事を優先するが、自然への影響を多少配慮すべき

自然に全く手を付けないところと配慮して仕事をすすめるところを区分すべき

自然の影響を少なくするため、仕事を抑制するべき

わからない・接していない

その他()

Q21.生活(レジャーや教育も含む)の中で自然と接する際に、自然への負荷をどれくらいにするべきと考えているかお聞きします。

自然に影響あっても、どんどん生活の利便性を高めるべき

生活の利便性向上を優先するが、自然への影響を多少配慮すべき

自然を保全するところと、人が生活するところは区分すべき

自然の影響を少なくするため、利便性を高めることを抑制するべき

自然の影響を最小限にするため、生活スタイルを昔のものに戻すべき

わからない・接していない

その他()

Q22. 以下の中から、あなたがプライベートで取り組まれていることを選んでください。
(複数回答可)

清掃活動(道路や海岸)	リサイクル・リユース	排水の適切な処理
環境教育などの啓発活動	ルールづくり	募金や寄付
グリーン購入(リサイクル用品の購入)		ポイ捨てなどへの注意
節電・節水など	土砂流出防止	集客数の規制
自然に還る素材の利用	消費・振興の抑制	環境調査
取り組んでいない	その他()	

Q23. 以下の中から、あなたが仕事上で取り組まれていることを選んでください。
(複数回答可)

清掃活動(道路や海岸)	リサイクル・リユース	排水の適切な処理
環境教育などの啓発活動	ルール(条例など)づくり	募金や寄付
グリーン購入(リサイクル用品の購入)		ポイ捨てなどへの注意
節電・節水など	土砂流出防止	集客数の規制
自然に還る素材の利用	消費・振興の抑制	環境調査
取り組んでいない	その他()	

Q24. 島の自然と地域の暮らしを、両方とも良くしていくためにはどんなことに取り組めばよいでしょうか。より大事だと思うものを3つお選びください。

特徴的な自然をブランドとして、観光に活かす
 特徴的な自然を特産品に変えて、販売流通する
 自然の保全をるところと、開発するところを区分する
 保全に関するルール(条例など)を制定し、取り締まる
 生活に関するルール(条例など)を制定し、取り締まる
 産業に関するルール(条例など)を制定し、取り締まる
 残っている良い自然を、保全できる場所に移設する
 子どもたちへの教育を強化する
 自然を再生する(例:サンゴの移植、植林する、海岸・河岸を復元する工事をする)作業をする
 特徴的な自然への脅威を、駆除・排除する作業をする
 保全を推進する人材を育成する
 わからない
 興味がない
 その他自由にお書きください()

Q25. 島の自然の保全をはかるには、どの業種が一番現在の活動を変えなければならぬでしょうか。3つお選びください。

農業・林業(加工含む)	漁業(水産加工含む)	鉱業(採石業含む)
土木・建築業	運輸業	不動産業
卸売・小売業	宿泊業・飲食業・旅行業	学術研究・教育・学習支援業
医療・福祉	主婦・主夫	学生
		その他

Q26. その他あなたの暮らしと島の自然とのつながりについてご意見があれば以下にご自由にご記入下さい。

調査にご協力ありがとうございました。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の紹介-沖縄県サンゴ礁保全推進協議会広報委員会

沖縄ではサンゴ礁保全に対する大きな希望の一步として、国際サンゴ礁年であった 2008 年 6 月 28 日に沖縄県サンゴ礁保全推進協議会が発足しました。沖縄県自然保護課の「民間参加型サンゴ礁生態系保全活動推進事業」を原動力に、2007 年から有識者によりその設立準備が進められてきました。そして、2008 年 12 月 13 日に記念すべき第一回総会が開催されました。現在、協議会は 98 の個人・団体の会員を有し、西平守孝会長と中野義勝副会長をはじめ 23 人の役員、4 つの委員会から構成されています。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会は、総合的なサンゴ礁保全の推進、多様な主体の連携、地域のサンゴ礁保全への支援、意見表明の自由の保証と協議会の中立性の確保を基本理念に据え、沖縄のサンゴ礁を健全な状態で次世代へ残すために、サンゴ礁の保全に取り組みます。日頃から沖縄のサンゴ礁保全活動に関わっておられる様々な人々が横断的に結びつき、自由に情報や意見を交換し、多様な参加と協力のもと、持続可能なサンゴ礁の利用による地域づくりを図ります。それぞれに目的を持つ異なった立場にある多くの人々が、自由にゆるやかに結びつき情報や意見交換を行える場をつくり、サンゴ礁保全に関わる情報を収集・提供していきます。私たち一人一人の市民がサンゴ礁保全の主体であるというだけでなく、さまざまな機関や人々が有機的に連携して、サンゴ礁保全を達成できるように活動する協議会を目指します。

協議会では会員を募集しています。設立趣意書や基本理念にご賛同いただき、サンゴ礁保全のための活動を推進していきたいとお考えの方は、どなたでも是非お申し込み下さい。入会費および年会費はありません。協議会へのお問い合わせやお申し込みは下記事務局までご連絡ください。

協議会事務局：財団法人沖縄県環境科学センター環境科学部（担当：長田・山川、E-mail：coralreef@okikanka.or.jp、Fax：098-875-5702、Tel：090-6864-7059）

協議会ホームページ：http://coralreefconservation.web.fc2.com/index.html

設立趣意書

私たちが生活する沖縄の島々はサンゴ礁が基盤となってできています。台風が常襲する沖縄にとってサンゴ礁は、自然の防波堤としての重要な役割を果たしているだけでなく、熱帯雨林と並ぶ多種多様な生物の宝庫でもあり、私たちに漁業資源や観光資源など様々な恩恵をもたらしてくれます。

かつて沖縄では、島という限られた陸地とサンゴ礁を活用し、環境と調和のとれた半農半漁の生活が営まれていました。人々は多様性に富んだサンゴ礁とそれに続く広大な海に向き合い、海を敬い親しむ風土を古くから継承しながら、ニライ・カナイ信仰とそれにまつわる儀式や浜下りなどの行事にみられる民俗や特色ある芸術、さらには歴史的遺産にいたるまで、沖縄独自の文化を創りあげてきました。しかしながら、その様相は近年になって急激に変化しています。

1972 年に本土復帰を果たした沖縄では、米軍基地問題を先送りしたまま「本土並み」を合い言葉に、数次にわたる沖縄振興計画に基づいた諸分野の産業振興策が進められ、都市基盤、医療・福祉、教育等の環境が着実に整備されました。

その中でサンゴ礁は、新たな経済産業基盤として脚光を浴びる観光分野での重要な社会資産となります。しかし一方で、商業メディアに求められる「青い海、白い砂浜」という単調なイメージ広告が繰り返し展開された結果、県民自身も自ら求めた経済発展の影で多様な伝統的価値観を失い、現実感の伴わない画一化されたイメージだけが浸透していきました。このようにして、サンゴ礁の実態を深く知る機会を失ってしまいました。

さらに、私たちの暮らし方、いわゆる開発、農業・観光・漁業などの諸産業の活動が、直接間接にサンゴ礁生態系の破壊と疲弊を引き起こしています。永い年月をかけて形成された貴重なサンゴ礁は次々に埋め立てなどにより消失しました。幸いにして残ったサンゴ礁も、止まらない赤土や汚水の流出、オニヒトデの大発生、サンゴの病気に加えて、過剰利用によってサンゴ礁の持つ優れた資源的価値を損ない、その存続が危ぶまれています。

これらに加えて、頻発する白化現象など、地球規模の気候変動による海水温の上昇や海洋酸性化は、サンゴ礁にも大きな影響を及ぼしつつあり、問題はより広域化・複雑化しています。世界的にも貴重な沖縄のサンゴ礁を健全な状態で次世代へ残すために、その保全に取り組むことが急務です。

2004 年に沖縄で開催された国際サンゴ礁シンポジウムでの「沖縄宣言」や、2007 年発効の海洋基本法を始めとする国内の法整備など、研究者や国によるサンゴ礁保全への取り組みが始まっています。沖縄においても、地域の自治体や NPO や企業による海岸清掃、オニヒトデ駆除、海の観察会、サンゴ群集再生の試み、観光業・漁業者による海域利用のルール作りなど、さまざまな活動が進められています。こうした活動を効果的に行いより良い結果を導くには、サンゴ礁を取り巻く自然・文化・社会・経済の特性や多様な価値観を十分理解したうえで、それぞれの活動を相互に連携させて持続的に進めていくことがとても大切です。

そのためには、持続可能なサンゴ礁の利用による地域づくりをすすめ、地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、教育関係者、研究者、NPO、行政機関など、さまざまな人々を横断的に結びつける組織が必要です。そしてその組織を総合的に持続的に運営してゆくには、異なった立場にある多くの人々が、自由に情報や意見交換を行える場がつけられること、多様な参加と協力が行える仕組みを用意することも必要です。

このような組織を目指してここに「沖縄県サンゴ礁保全推進協議会」を設立します。

平成 20 年 5 月 18 日（仮称）沖縄県サンゴ礁保全・再生推進協議会設立準備会合委員



沖縄のサンゴ礁を健全な状態で次世代へ残すために、サンゴ礁の保全に取り組みます。



2008年12月13日開催された記念すべき第一回総会での一幕（中央が西平会長、その右に中野副会長、ゲストとして招かれた益戸郁江さんの姿も）

*低解像度の画像を示していますが、先方へは解像度の高いオリジナルを送ります。また、掲載時の大きさは先方に任せようと考えています。

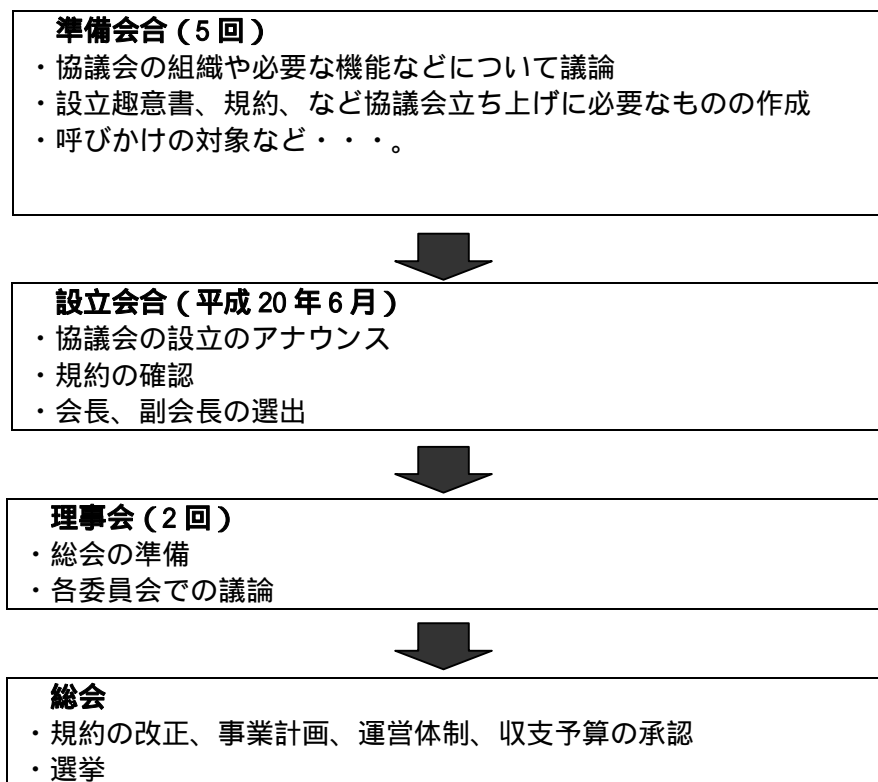
-----協議会設立の経緯-----

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会設立の経緯

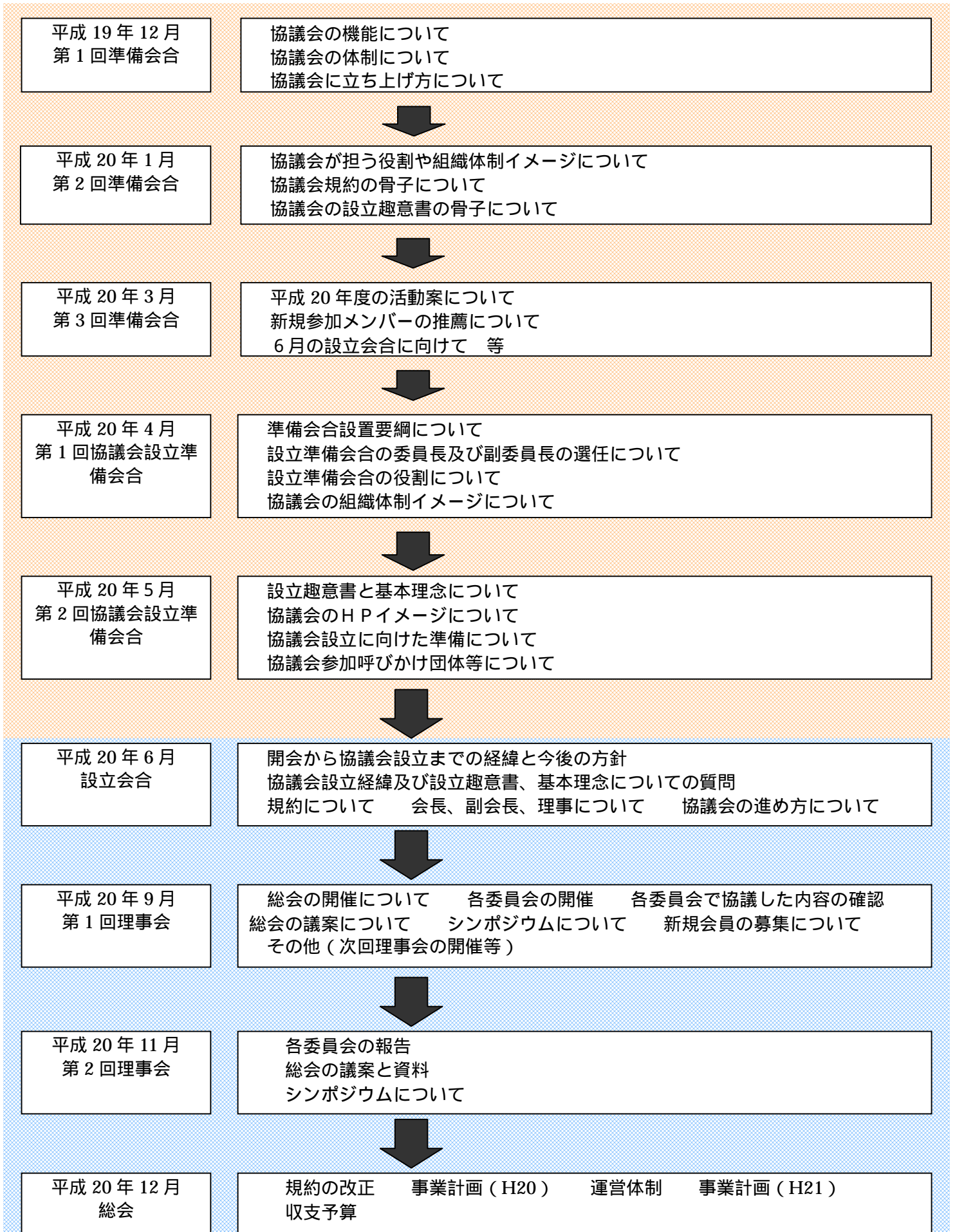
沖縄県サンゴ礁保全推進協議会は、沖縄県自然保護課の事業である「民間参加型サンゴ礁生態系保全活動推進事業」により、平成 19 年度から設立の準備が進められてきました。平成 20 年 6 月までの協議会設立までは、準備会合（5 回）を立ちあげ、あるべき協議会の姿や機能、体制などに関する議論が行われてきました。それらの議論を元に協議会の設立趣意書と基本理念を作成し、サンゴ礁保全活動実施団体へ呼びかけを行い、平成 20 年 6 月 28 日に協議会設立会合を開催しました。

協議会設立後は設立会合で承認された会長、副会長、理事とともに理事会（2 回）を開催し、協議会の運営体制について議論し、総会の準備を進めました。理事会の他に、選挙管理委員会、企画委員会、総会準備委員会、広報委員会が組織され、各委員会で議論を行いながら作業を行いました。

2008 年 12 月には第一回総会が開催され、協議会の規約や運営体制等について承認され、選挙により新たな役員が選出されました。今後は、総会で承認された活動計画に基づき、活動を進めます。



協議会会合および総会での議事



沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約

第1章 総則

(設置)

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会設立趣意書(別紙参照)に基づき協議会を設置する。

(名称)

第2条 この協議会は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会(以下「協議会」と称する)という。協議会が正式に発足し、活動を推進する過程で所定の方法にて協議会の呼称を決定できるものとする。

(対象区域)

第3条 協議会がサンゴ礁保全に取り組む対象区域は、沖縄県全域(沖縄県内の陸域と海域)及び奄美群島までとする。

第2章 目的及び活動

(目的)

第4条 協議会は、対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進するため、必要となる事項の協議及び活動支援などを行うことを目的とする。

(活動)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を基本に行うものとする。

- (1) 海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動を推進する活動。
- (2) 地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、教育関係者、研究者、NPO、行政機関などのさまざまな主体と連携を深めながら、サンゴ礁の保全を横断的に推進する活動。
- (3) サンゴ礁の保全にかかわるさまざまな情報を収集し地域へ提供するとともに、地域からの要望や課題を共有し、その解決策を提案することなどにより、サンゴ礁の保全を支援する活動。
- (4) 会員や地域などを対象に、サンゴ礁の保全に関する貢献等に対する表彰。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 構成と会員

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を運営事務局に提出し、会員となる。

(権利の停止)

第7条 協議会に参加の意思がないと理事会が認めた場合、会員の権利は停止される。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を理事会に提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において出席者の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。その場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 協議会の名誉を毀損し、または目的に反する行為があったとき
- (2) 規約その他協議会の規定に反し、または協議会の秩序を乱す行為があったとき

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣告
- (3) 会員が属する団体若しくは法人の解散

(4) 解任

第4章 役員等

(役員)

第11条 協議会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 1名
- 理事 20名以内
- 監査役 2名

(役員を選任)

第12条 役員は、会員の中から互選により選出する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年を基本とする。但し、平成20年6月28日に選出される役員の任期については、次回の総会までとする。また、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、他の役員の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは職務を遂行する。

(役員職務)

第14条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務の遂行に支障があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 監査役は、協議会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第5章 総会、理事会、委員会等

(総会)

第15条 協議会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 通常総会は、事業年度開始後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認め、理事の5分の3以上から請求があったとき開催する。
- 4 総会は会長が招集し、総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の議決事項)

第16条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約及び規則の制定または変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 役員を選任
- (5) 除名
- (6) 解散
- (7) その他理事会において必要と認めた事項

(総会の議決方法)

第17条 総会は会員の過半数以上の出席により成立する。

- 2 会員は総会において、各1票の議決権を有する。但し、前条第5号に関する議事については、当該会員は議決権を行使できない。
- 3 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席会員へその議決権の行使を委任することができる。この場合、これを出席者と見なす。

(理事会)

第18条 理事会は、必要に応じて開催する。

- 2 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。
- 3 理事会の議事は、出席した理事の5分の3以上により決する。
- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決事項)

第 19 条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会が議決した事項の執行に関すること。
- (3) 諸規則の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項

(委員会)

第 20 条 協議会の活動、運営を円滑に行うため必要な委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、理事会の議を経て総会の議決により設置する。
- 3 委員会設置の議案は、会員より理事会に対して随時提出できる。

(委員会の運営等)

第 21 条 委員会は会員の有志により構成される。

- 2 委員会には委員長を置き、会員の互選により選出する。
- 3 委員会の中には、必要に応じて会員以外のオブザーバーを所属させることができる。
- 4 委員会の構成員並びに委員長の任期などの規定、運営は当該委員会による。

(委員会の解散)

第 22 条 委員会は、当該委員会の議を経て理事会へ届け出た上、解散することができる。

- 2 委員会の解散に係わる規定は当該委員会による。

(公開)

第 23 条 協議会の会議及び委員会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

- 2 協議会の会議及び委員会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
- 3 協議会の会議及び委員会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。
- 4 協議会の会議及び委員会の議事結果は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある項目を除き、要旨をとりまとめて議事要旨とし、議長の承認を経てホームページ等で公開する。

第 6 章 運営事務局

(運営事務局)

第 24 条 協議会の活動を円滑に進めるための事務作業を行う運営事務局を以下の通り設置する。

- (1) 平成 20 年 6 月 28 日から平成 21 年 3 月 31 日の期間は、沖縄県文化環境部自然保護課に運営事務局を置く。
- (2) 上記の期間以降は、協議会の会議（通常総会及び臨時総会等）により運営事務局を決定する。
- 2 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。

(運営事務局の所掌事務)

第 25 条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第 14 条に規定する総会、第 17 条の理事会及び第 19 条の委員会の議事・進行に関する事項
- (2) その他協議会が付託する事項

第 7 章 補足

(経費)

第 26 条 この協議会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(寄付金等)

第 27 条 協議会はサンゴ礁保全の推進のために、寄付金を得ることができる。

- 2 寄付金の使途については、第 14 条に規定する総会の出席会員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

(会計年度)

第28条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(運営細則)

第29条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第14条に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に規定する。

附則

この規約は、平成20年6月28日から施行する。